

## 法務省政策評価懇談会（第51回）議事録

### 1. 日 時

平成30年2月28日（水）13:57～15:59

### 2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

### 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

出 雲 明 子	東海大学政治経済学部政治学科准教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田 中 等	弁護士
野 澤 和 弘	毎日新聞社論説委員
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

<省内出席者>

法務事務次官	黒 川 弘 務
官房審議官（総括担当）	金 子 修
秘書課企画調査官	池 田 仁
秘書課企画調整官	小 林 進
秘書課補佐官	中 島 祐 司
人事課補佐官	横 井 秀 行
会計課企画調査官	三 善 和 則
施設課技術企画室長	桜 田 由香里
厚生管理官総括補佐官	甲 斐 琢 磨
司法法制部参事官	藤 田 正 人
官房付兼司法法制部付	松 本 朗
民事局付兼登記所適正配置対策室長	竹 下 慶
官房参事官（刑事担当）	上 原 龍
矯正局成人矯正課企画官	大 竹 宏 明
矯正局少年矯正課企画官	日 笠 和 彦
保護局総務課更生保護企画官	杉 山 弘 晃
保護局総務課精神保健観察企画官	手 倉 森 一 郎
保護局観察課処遇企画官	勝 田 聡
人権擁護局参事官	谷 中 文 彦
訟務局訟務企画課訟務調査室長	岩 本 尚 文
入国管理局総務課企画室長	近 江 愛 子
法務総合研究所総務企画部副部長	野 原 一 郎

法務総合研究所研究部総括研究官	横 地 環
法務総合研究所国際協力部副部長	伊 藤 浩 之
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	小野寺 聡

<事務局>

官房付（政策評価企画室長）	関 口 新太郎
官房付兼秘書課付	小 林 隼 人
秘書課上席補佐官	小 島 まな美

#### 4. 議 題

平成 30 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

#### 5. 配布資料

資料 1：平成 30 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

資料 2：法務省政策評価に関する基本計画

説明資料：再犯防止推進計画の概要

#### 6. 議事

○田中座長 それでは、定刻少し前ではございますが、関係者がそろいましたので、これより第 51 回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日、伊藤委員は御都合により欠席されております。

初めに、黒川法務事務官から挨拶がございます。

○黒川法務事務次官 御紹介賜りました法務事務次官の黒川でございます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、第 51 回政策評価懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本年度 1 年間にわたり、法務省の政策評価について御指導を賜りまして、深くこの場を借りて感謝申し上げます。

現在、政府全体として、証拠に基づく政策立案、いわゆる E B P M の推進が求められておりまして、当省においても来年度から、E B P M 担当の総括審議官を新設するなどして、その体制の整備を行ったところでございます。

政策評価についても、これまで以上に E B P M の視点が求められることから、当省においては、政策目的の明確化や、実効性のある P D C A サイクルの確立に努め、質の向上を図りたいと考えております。

本日は、委員の皆様方から、御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づいたお知恵を拝借したいと考えておりますので、是非とも忌たんのない御意見を賜りたいと存じます。

そして、今後とも法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

ここで、法務事務次官は公務により退席いたします。

○黒川法務事務次官 どうぞよろしく申し上げます。

○田中座長 それでは、本日の審議事項について、事務局から御説明願います。

○小林課付 それでは、事務局から御説明いたします。

本日御審議いただく事項は、平成 30 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）でございます。

資料といたしまして、お手元に資料 1「平成 30 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」と資料 2「法務省政策評価に関する基本計画」を配布いたしました。さらに、委員の皆様には、参考資料といたしまして、政策評価に係る法令や閣議決定等を準備いたしましたので、適宜御参照いただきたく存じます。

それでは、平成 30 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）につきまして、概要を御説明いたします。

資料 1 の 7 ページ目の目次を御覧ください。

今回の審議の対象となる施策は、全部で 22 施策でございます。評価の方法ごとに申し上げますと、総合評価方式により評価を行うものは、（1）の「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」の 1 施策、事業評価方式により評価を行うものは、（5）の「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」と、（21）及び（22）の「施設の整備」の計 3 施策で、その他の 18 施策は、全て目標管理型評価を行う施策でございます。

なお、目標管理型評価を行う施策のうち、目次の番号の頭に※印を付しました 6 施策は、一定のモニタリング期間経過後に評価を実施することとしているもの、すなわちモニタリング中の施策でありまして、評価を行わない年度は、あらかじめ設定した目標の達成度について、実績の測定結果のみを報告することとしております。

本日は、これら 22 施策の実施計画案のうち、モニタリング中の施策を除いた 16 施策について、委員の皆様から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

特に、目標管理型評価を行う施策につきましては、本計画（案）に記載されている「達成すべき目標」の内容は明確か、目標の達成状況は妥当かといった観点から、御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

審議事項につきましては、以上でございます。

そのほか、委員の皆様のお手元に、「再犯防止推進計画」の冊子を配布させていただいております。こちらにつきましては、審議事項についての御審議いただいた後で、お時間がございましたら、法務省の最近の取組として御紹介させていただく予定としております。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、議題であります「平成 30 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について、御審議いただきたいと思っております。

はじめに、基本政策 I「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○小林課付 それでは、基本政策 I について説明申し上げます。

資料 1 の 8 ページ「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」を御覧ください。

この施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定を図ることを内容とするもので、平成 27 年度から平成 31 年度までの期間における施策の実施状況を平成 32 年 8

月に総合評価方式により評価することとしておりますが、最終評価までの間は、毎年8月に中間報告を行っていくこととなっております。

具体的な法整備や立法作業の状況につきましては、10ページから11ページの一覧表のとおりでございます。

次に、15ページでございますが、「法曹養成制度の充実」を御覧ください。

この施策は、平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、主に法務省が担当することになっております。「活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備」、「法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証」、「司法試験の在り方の検討」、「法曹養成制度改革に関し、関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催」といった事項につきまして、関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施することを目標とし、1として、「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」、2として、「法曹養成制度改革を推進するための取組の実施」という二つの定性的指標により、平成31年8月に評価する計画を立てております。

次に、資料28ページでございますが、「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」につきましては、モニタリング中の施策でございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、31ページの「法教育の推進」を御覧ください。

この施策は、教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成することを目標としまして、1として、「法務省ホームページ内の法教育関連ページへのアクセス件数」という定量的指標と、2としまして、「協議会等の活動状況」、3としまして、「法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況」という二つの定性的指標により、平成31年8月に評価する計画を立てております。

続きまして、35ページの、「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」を御覧いただけますでしょうか。

今回の審議対象となりますのは、「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査」でございます。

この研究は、少年院を出院した者を対象として、出院後、約4年間の追跡調査を実施し、改善更生の要因等を実証的に探ることによって、より効果的な矯正教育や保護観察処分の在り方、あるいは、保護観察終了後の新たな支援策等の検討に資する基礎資料を提供することを目的といたしまして、平成27年度から平成28年度までの2か年で行われたものでございます。

この研究につきましては、平成26年度に実施した事前評価におきまして、「大いに効果があることが見込まれる」との結果を受けて実施されたものでありますが、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会におきまして、39ページから44ページに記載しております評価基準により、研究実施後の効果を判定した上で、平成31年8月に評価を実施する計画を

立ててございます。

基本政策 I に関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、委員の先生方、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

○田中座長 大沼委員、お願いします。

○大沼委員 法曹養成制度改革の推進ですが、以前に、法科大学院に勤務していた者として、非常に今の法科大学院の現状には絶望的な気持ちを抱いております。なぜかという、旧制度と今の法科大学院制度を比べた場合の長所と短所を比較しますと、むしろ前の方がよかったのではないかというふうな思いが非常に強く感じられるからです。

まず、法科大学院制度を作った目的の一つに、実務教育をここで徹底的に教え込むんだという話がありますけれども、実際問題として、うまく機能しているとは感じられません。講義科目は置いてありますけれども、基本的には、在学生にとっての目標は、司法試験に受かるか受からないかですので、司法試験の科目の中にはない実技科目に関心を持って、精力的に取り組むというような学生は、ほとんどいないのが実情ではないかと思えます。

また、法科大学院を目指す者の人数ですが、当初は4万人規模でいたんですけども、それが今や10分の1に激減しております。その学生の質も、最近の著名な法科大学院の先生方とお話しする機会があると、とにかく質が落ちている、できない学生が非常に増えているというふうな感想を持たれる方が非常に多いというふうな思いです。

私がまだ法科大学院にいたときも、毎年学生の質は落ちてきていて、結局、企業に就職できないから法科大学院でも行こうかというふうな学生が増えてしまって、驚いたことがあります。また、出口なんですけれども、合格しても、その後はなかなか就職ができない、ひところは4分の1ぐらいしか就職できないというふうな実情でしたし、また、弁護士の数が余っていて、結局、非常に有利な年収が得られないと。今、事務所の中では、合格者を400万円ぐらいで採るというふうな事務所も結構いるんですけども、そうすると、受かったからといって、バラ色の未来が待っているような、昔のような姿では、すっかりなくなってしまったように思います。

また、もう一つの大きな問題は、貸与奨学金の問題です。合格しても数百万の借金を抱えていることが多いのですが、不合格者というのは、不合格の上に数百万の借金を抱えているわけです。そうすると、以前、不合格を連続していた人たちも、確かに不合格なので、なかなか、その後の人生が厳しいという実情はあったのですが、これだけの多額の借金を抱えている人たちが多かったわけではない。前よりも一層厳しい実情にあるのではないかというふうに思うわけです。

他方、予備試験ですけれども、今は予備試験というのは、経済的弱者にも司法試験の道を開くんだというふうな名目の下になされていますが、その実態を見ると、経済的弱者が予備試験を目指すというよりは、むしろ若くて成績優秀な人が予備試験を目指すという傾向が非常に強いと思えます。その論証として、結局、予備試験合格者の司法試験合格率が、東大なんかよりも圧倒的に高いということがあるのではないかというふうに思うわけです。

予備試験というのは、正にステータスでして、大手の事務所では、若くして予備試験で合格した人を、正にエリートとして遇するというふうなことが広がっています。また、大学自

身にとっても、今一番大きな問題は、法学部に法科大学院を作ってしまったことで、研究者が全く育っていないということです。研究者が大学院で活動する道がほとんどなくなっているわけです。そうすると、今後の学者の養成をいかにして図るかということも、大変困難な道が待っているのではないかと思います。

そういったことを考えますと、法科大学院に受かった人たちの今後の活躍の道を広げる、これは当然すばらしいことですし、是非とも実行しなければいけないわけですが、そもそも根底となる法科大学院制度の在り方については、改廃を含めた抜本的な検討が必要なのではないかと思います。

法務省でこういうふうなことがすぐできるかどうかはともかくといたしまして、法曹養成制度改革の推進の根幹にある問題ですので、意見を述べさせていただきます。

○田中座長 大沼委員、ありがとうございました。

法務省からコメントはございますでしょうか。

○司法法制部（藤田） 司法法制部の藤田でございます。

ただいま先生から、法曹養成制度の在り方につきまして、非常に重要な御指摘を頂いたと認識しております。

ただいま御指摘のございました法科大学院制度につきましては、平成30年度までの期間を集中改革期間と位置付けまして、文部科学省におきまして必要な取組を進めているところでございまして、法務省も、関係省庁として、文部科学省の取組に最大限協力しているところでございます。

法科大学院も含めた法曹養成制度全体の在り方をどうするかということにつきましては、現在、政府全体で推進会議決定に従って各種の施策を進めているところでございます。この政策評価でも、法曹有資格者の活動領域の拡大という観点から、御指導いただいているところでございますので、担当部局としては、引き続き、関係省庁等と協力しながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

宮園委員、お願いします。

○宮園委員 大沼先生がおっしゃっていた法曹養成の法科大学院の在り方等に関しては、同様に、いろいろな考えを持っております。私自身も数年間、法科大学院でも教えていましたし、まして、私の担当科目は刑事政策ですが、試験科目から外れているところもありまして、それほど関心がない学生も多いです。

今回の政策評価のことにに関して、お尋ねしたいことがございます。達成すべき目標の中に、活動領域の拡大に向けた法曹有資格者の専門性の活用の在り方に対する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備というふうに書かれてございますが、この環境整備というのが、どういう御趣旨なのかを伺いたいのですが。

○田中座長 法務省、お願いします。

○司法法制部（藤田） 司法法制部でございます。

環境整備の趣旨ですが、これは、法曹有資格者の活動領域の拡大における現在の取組や課題につきまして、必要な協議・検討を継続的に行った上で、その成果として、情報共有、情報交換を図った内容等につき、十分な情報発信を行っていくということが基本でございます。

これは、これまで必ずしも十分でなかった法曹有資格者の活動領域を広げていくというプ

ロセスでございますので、成功例を始めとしたもろもろの取組につきまして、情報を集約した上で、必要な意見交換、さらには、それを公表することで関係者の皆様方に広く周知していく、そういったところを念頭に置きまして、環境整備という表現を用いております。

○宮園委員 つまり、活動領域を広げていくための環境整備が進んでいるか、ということについての効果測定を行うために、ホームページの閲覧件数であるとか、16ページの参考指標として掲げているものを挙げていらっしゃるということかと思えます。しかし、果たしてそれらが効果測定の根拠として妥当なのか、疑問をもちました。先ほどの法科大学院のお話とも関わってくるのですが、ここで挙げていることは、結局、いわゆる刑事政策的な分野に活躍の場を拡げていこうとしているのだらうと思えます。しかしおそらく、法科大学院に入学した学生の多くは法曹になることを目指しており、そして現在も大半の学生たちは将来構想としては、やはり弁護士や裁判官、いわゆる法曹三者を想定しているのではないかと思います。しかし、今、それではないところに活躍の場を、少し拡大をしていこうとしているわけですよ。

そうすると、それを推進していくに当たって環境整備が整っているかという効果測定をしていく上で大事なのは、法科大学院のカリキュラムの内容であるとか、学生たちが、そういうところを目指そうと思わせるような、授業の目的がどのぐらい変わったかとか、という観点から検討することではないでしょうか。今、各法科大学院では、特色のある法科大学院構想が求められています。例えば琉球大学などでは、地域に貢献する法科大学院のような取組を行っています。法科大学院において、将来の活躍の場を拓ける取組がどのくらい増えたか、カリキュラムがどう変わったか、さらに具体的に言えば、例えば刑事政策分野での実習や、エクスターンシップで地方公共団体へ行く時間がどのくらい増えているとか、そういうところの数字を根拠として挙げていくことが、効果測定として必要なものであって、ここで根拠として挙げられている法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」の閲覧件数は妥当なのか。私はこのホームページを見ましたが、でもそれは、私のような全く関係ない一人の閲覧も1件とカウントされることになっていくわけです。そのカウントが、環境整備が整ったかという効果測定の指標になり得るのかというのは、非常に疑問に思いました。

それから、16、17ページの法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」の閲覧件数の数字も平成27年度と28年度の数字を見ると、平成28年度は非常に増えているように思いますが、平成27年度の数字はホームページ掲載が平成27年12月からなので、約3か月間の数字ですよ。こうやって並べられてしまうと、同じ1年間の数と見えてしまい、よく見れば、※印にきちんと書いてあるのですが、いかにも平成28年度は非常にうまくいったかのように見えてしまいますので、誤解を抱かないように書いていただければと思います。

長くなりましたが、お尋ねしたかったのは、目標が達成されたかどうかの指標の取り上げ方について、別の指標があり得るのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

○田中座長 法務省、お願いします。

○司法法制部（藤田） 司法法制部でございます。

まず、統計数字の点は、先ほど御指摘いただいたとおり、平成27年度は4か月分でございますし、平成28年度は通年ということでございますので、比較という点において、分かりやすく表現できるように、今後とも検討してまいりたいと思います。

次に、法曹有資格者の活動領域の関係で、特に法学部・法科大学院の在り方というのは、非常に重要な御指摘と考えておまして、法科大学院制度等を所管する文部科学省の方で現在、問題意識を持って取組を進めており、我々と共催しております法曹養成制度改革連絡協議会でも議論として取り上げているところでございます。

活動領域を拡大する中で、採用する側、される側のニーズとして、どういう教育・訓練が必要かということは、極めて重要な観点ですので、今御指摘頂いたことは、文部科学省に適切な形で伝えるとともに、法曹養成制度改革連絡協議会の場でも、そういった観点も踏まえて議論を継続し、かつ、その結果を発信していきたいと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

宮園先生、よろしいですか。

○宮園委員 はい。

○田中座長 ほかに御質問、御意見ございますか。大沼委員、お願いします。

○大沼委員 法教育の推進に関してですが、31 ページ以下ですけれども、法務省のページ内に法教育の関連ページを作ってアクセス件数をカウントする、これは非常にすばらしいことだと思います。これによって、数値が見える化するということになるかと思うのですが、ただ、できれば、アクセスした場合に、あるいはダウンロードした場合に、誰が、どんな領域の人、例えば高校の先生だったら高校の先生でもいいですし、ほかの教育機関でもいいですし、あるいは、そのほかの団体でもいいですが、どういった人がアクセスしてダウンロードしたのかということが、できれば分かるような形の方が望ましいのではないかと思います。

基本的には、法教育の推進ということですから、高校などで使われる、あるいは小中学校で使われるということを念頭に置いているかもしれませんが、一度ダウンロードしただけではなくて、少し変わる度に、いろいろな高校が毎年ダウンロードしたということになりますと、中身が少し違ってきていると思いますし、それから、他の教育機関でも、どういふふうな使われ方をする可能性があるのか。あるいは、そのほか、自治体その他で、どういった形で利用するのかどうか。それも非常に興味深いところです。ですから、アクセス件数だけではなくて、あるいはダウンロード件数だけではなくて、誰がどういった形で、そういったものにアクセスしてダウンロードしたのかが見える化できればというふうに思っております。

それから、法教育の中身ですけれども、実際の高校と、いろいろとやり取りをして、その高校の生徒などと接触しますと、どうしても法律というのは、条文を中心とした知識の丸暗記的なものが非常に大きいのではないかと考えているように思うのですが、それは実際、誤解ですし、また、本当の意味での法教育というのは、そういった、知識の丸暗記が大事なのではなく、やはり根本的な物の考え方、リーガルマインドではないかと思います。

ですから、リーガルマインドとは、そもそもどういったもので、どういったケースで、どう判断していくのか。それが、どういふふうなリーガルマインドであって、社会生活の中にどう役に立つのか。そのことも含めた、むしろそれを中心とした法教育であるべきではないかというふうに思いますので、できれば、その観点をより明確にしていいただければというふうに思っております。

それから、33 ページですけれども、こういったものを通じて、アクセス件数や協議会の活動状況、その他でカウントとしていくというのは一つなんですけれども、どうしても、それ



ただだと分かりにくい面があると思います。成果の証拠化ということですが、例えば、こういった法教育を契機にして、生徒に作文を作らせるとか、それから、いじめ問題その他について、生徒同士で話し合っ、て、一定の取組をす。と。そこで成果が上。がれば、それを何らかの形で報告してもら。うとか、そういったこと。で、学校ごとに成果を見える化してもら。って、それを法務省の方に上げてもら。うと。それで、優れたものに対しては、大臣賞か何かを。与える。という。ような方向での見える化も考。えてもいいのではないか。というふう。に思。いました。

以上です。

○田中座長 法務省、お願いします。

○司法法制部（松本） 司法法制部官房付の松本でございます。大沼委員、御指摘ありがとうございます。

まず、誰がどのような目的でダウンロードしているのかなどを把握するとよいのではないかと。いう御指摘についてですが、気軽にデータを使用していただくため、現在、法教育のホームページ上にお。きましては、氏名や目的などをあらかじめ入力する。ような仕様にはな。っておりません。も。っとも、委員からの御指摘も含めまして、よりよいホームページとなるよう、引き続き、検討していき。たいと思。います。

次に、知識の丸暗記ではなく、リーガルマインドを身に付けさせることが大事であるとい。う御指摘につきま。しては、全く同感でござ。います。そのようなことをきちんと理解して。いただくべく、ルールが何のためにあるのかを考。えたり、ルールづくりを通。じて、法的なもの。の考え方を身に付。けてもら。うと。いった教材を作成しているところ。であり、今後も引き続き、法教育とはどのような教育なのかを正確に知。っていただくべく、取組を進めてま。いりたいと思。っております。

成果の見える化が必要ではないか。という御指摘につきま。しては、一部の学校では既に実施して。いただいているところ。です。も。っとも、それを一律にお願いする。とな。りますと、現場の負担、ただでさ。え〇〇教育で忙しいとい。う現場の先生方への更なる負担とな。ってしまいますので、皆さんに等しくお。願いすることは難しい状況でござ。います。他方で今、高校生向けの教材を作。る中で、試験的な授業を行。い、生徒さんの反応を見て、その結果を教材の内容に反。映させたり、ほかの先生方にも共有し。てもら。うなど。といったことにも取組んで。おりますので、そのような形で、今。後も、できるところから実施してま。いりたいと思。います。

御指摘ありがとうございます。

○田中座長 私からも1点、御質問したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

法曹養成に関しまして、先ほど来、法曹有資格者という言葉が出て。いるのですが、これは司法試験に合格し、司法修習を受けた者と理解して。いるのですが、その方々の活躍の場を。広げると。いう観点から、参考資料として、法務省のホームページのアクセス、閲覧件数を参考にする。とい。うことになって。おりますが、もう少し端的に、弁護士がどのような機。関で何人ぐ。らい活躍しているか。あるいは、司法修習を終えて弁護士登録をして。いないが、同じように関係機。関に入。って仕事をして。いる人たちが、どうい。うところにどれだけの数。いるのか。この辺の。ところを参考指標に。されることの方が。分かりやすいような気が。するのですが、いかが。でしょうか。

○司法法制部（藤田） 司法法制部参事官の藤田でございます。

まず、法曹有資格者の定義につきま。しては、ただいま御指摘頂。いた者が基本でござ。いまし

て、その活動範囲をどのように拡大していくのかというのが、この施策でございます。

その実現の指標をどういう形で見るとかという点ですが、御指摘頂いたとおり、もう少し端的なものと考えられないかという点は、引き続き検討したいと存じます。ただ、採用ということになりますと、基本的には民間の雇用であったり、公的機関での採用という営みになりますので、かなり個別性が強く、法務省として主体的・主導的に取り組む施策の指標としてみれば、個別の雇用・採用とは必ずしも因果関係が明確ではなく、相当でないのではないかという問題もあります。その点も併せ、ホームページの閲覧件数を指標とすることで足りるかということ、こういった在り方が可能かにつきまして、引き続き検討させていただきたいと存じます。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

宮園委員、お願いします。

○宮園委員 法教育に関して質問があります。すでに、データとして、小中高の法教育の実施状況は御調査なさっていて、ただ、実施割合が2割ぐらいと高くなくて、小学校ですと、全国的に法教育を実施しているようですが、そういう全国調査を受けて、今後どういう方針にするかというようなところを、ここに記載すべきではないでしょうか。

実施状況については、全国学校レベルの調査を行っています。学校の中で法教育を行ったかどうかという実施状況については、全国レベルで何パーセント実施しているといった調査結果も出ています。そういうことを根拠に、今後どういうふうにしていくかということも加えれば、今回の法教育の推進の根拠になり得ると思うのですが、いまいかがでしょうか。なぜ、注5にあるような調査結果は法教育の推進の根拠として取り上げられないのでしょうか。

加えて、実施状況は2割弱ぐらいですけれども、実施した学校でアンケートのようなものを行っているかと思いますが、そのアンケート結果も根拠として利用することが可能なのではないのでしょうか。例えば、法教育を受けた小学校、中学校、高校の生徒に対して、どう思ったかとか、自分がこれによって変わったかとか。いわゆる研修などをやった後は、対象者に対してアンケートを行うことが多いと思うのですが、そのようなアンケートは取っていないのでしょうか。

アンケートを行えば、やはり生の声というのを拾っていくことができるのではないかと思います。各都道府県での実施状況は2割弱ぐらいではありますが、そういう声を拾っていくことによって、効果測定というか、効果があったかなかったかという指標にしていくことができると思うのですが、難しいのでしょうか。

○田中座長 法務省、お願いします。

○司法法制部（松本） 司法法制部官房付の松本でございます。宮園委員、御指摘ありがとうございます。

まず、フェーズを整理して御説明しますと、平成27年度まで、小中高、専門学校の各現場における法教育の実践状況調査を行いました。その結果、現場の先生方はお忙しく、法教育に取り組む十分な時間を確保できていないという状況が見えてきましたので、まずは先生方の負担軽減を図るべく、現在、作成済みの冊子教材をベースにした小中学生向けの視聴覚教材と、高校生向けの冊子教材を作成しているところでございます。

その過程におきまして、教材作成部会委員である現職の先生方において、試験的な授業を実施していただき、その中で生徒さんから出た意見などをすくい上げて教材内容に反映させ

ております。教材が完成し、実際に使い始めていただく場合には、様々な学校現場での反響を見させていただきながら、更にそれを展開していくというようなフェーズにいけるかとは思いますが、今はまだその前段階というところでございます。

○宮園委員 ありがとうございます。

ターゲットが実施する先生方なのか、法教育を受けた子供たちなのか、さらに、法教育を受けたことによる子供たちの変容というのも、もう少し分かるといいかなと思うのですが、それも次のフェーズということになるのでしょうか。

○司法法制部（松本） 先ほど申し上げた実践状況調査を踏まえ、教え手である現場の先生方に法教育を実施していただくため、まずは教材を手にとってもらい、実際に教材を使った法教育を実施していただきたいと考えております。その次に、今度は学校現場に法教育を根付かせていくために、受け手側の生徒の反応を授業を通じて見ていきたいと考えており、いずれは、生徒側のアンケートの実施についても検討が必要だと感じているところでございます。

○宮園委員 その点については、同時進行でやっていくべきだと思います。子どもたちに変な考えを根付かせることのないように、生徒の反応を見ながら、内容に反映させていくことを常に考えていかなければいけないのではないかなと思います。

○司法法制部（松本） その点に関しては、現在、教材作成部会の先生方に、試験的な授業をしていただきながら、実際に教材の一部修正などを行っているところでございます。

○宮園委員 分かりました。

○田中座長 それでは、次の論点に入ってよろしいでしょうか。それでは、次の基本政策Ⅱに入ります。

基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」及び基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○小林課付 それでは、まず、基本政策Ⅱから説明いたします。

資料1の46ページ「国と地方公共団体が連携した取組の実施」を御覧ください。

この施策は、国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づく取組の展開を図るものであり、平成30年度からの新規施策となります。

地域再犯防止推進モデル事業を通じて、都道府県における地域のネットワークの構築や地方再犯防止推進計画の策定の推進を図ることを目標とし、**「地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数」**という定量的指標により、3年間の実施状況を平成33年8月に評価する計画を立てております。

次に、資料48ページ「検察権行使を支える事務の適正な運営」を御覧ください。

この施策は、研修を通じて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図り、犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図ること、地域に密着した広報活動を通じて、国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図ることを目標とし、1として、**「サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」**という定性的指標、2として、**「研修参加者に対するアンケート調査結果」**という定量的指標、3として、**「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」**という定性的指標により、平成31年8月に評価する計画を立てております。

続いて、53ページ、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」を御覧ください。

この施策は、矯正施設等における非常事態、これは暴動、逃走、天災事変、その他保安上緊急の措置を要する事態のことをいいますが、そうした非常事態発生時に、警備活動及び災害復旧、その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図ること、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としまして、1として、「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」という定性的指標、2として、「総合警備システムを更新整備施設数」という定量的指標により、平成31年8月に評価する計画を立てております。

続いて、資料57ページの「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」を御覧ください。

この施策は、刑事施設や少年院における改善指導等を適正に実施するほか、職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目標とし、1として、「受刑者の性犯罪再犯防止指導受講前後の問題性の変化」、2として、「少年院の性非行防止指導受講前後の問題性の変化」という二つの定性的指標と、3として、「刑事施設における職業訓練の充実度」、4として、「刑事施設における就労支援実施人員の割合」、5として、「少年院における就労支援実施人員の割合」という三つの定量的指標により、2年間の実施状況を平成32年8月に評価する計画を立てております。

次に、資料65ページの「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」、70ページの「保護観察対象者等の改善更生等」につきましては、モニタリング中の施策ですので、説明を省略させていただきます。

次に、資料81ページの「医療観察対象者の社会復帰」を御覧ください。

この施策は、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行の促進を図ることを目標としまして、「精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定により精神保健観察を終了した者の数の割合」という定量的指標を用いて、5年間の実施状況を平成35年8月に評価する計画を立てております。

続きまして、資料85ページ、「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」を御覧ください。

この施策は、オウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、オウム真理教の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消すること、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた情報を必要に応じて関係機関及び国民に適時・適切に提供することにより内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献することを目標とし、1として、「教団の活動状況及び危険性の解明」という定性的指標、2として、「地域住民との意見交換会の実施回数」という定量的指標、3として、「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」という定性的指標の三つの指標によりまして、平成31年8月に評価する計画を立てております。

以上が基本政策Ⅱでございます。

続きまして、基本政策Ⅲについて説明いたします。

95ページの「登記事務の適正円滑な処理」、次に、107ページの「債権管理回収業の審査監督」、次に、111ページの「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」につきましては、いずれもモニタリング中の施策でございますので、説明を省略い

たします。

若干ページが戻りますが、102 ページの「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」を御覧ください。

この施策は、国籍事務を適正かつ厳格に処理すること、法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をすること、供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進することを目標とし、1として、「帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理」、2として、「市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応」という二つの定性的指標、3として、「供託手続のオンライン利用率の向上」という定量的指標を用い、平成31年8月に評価する計画を立てております。

以上が基本政策Ⅲに関する説明でございます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問はございますか。野澤先生、お願いします。

○野澤委員 野澤です。

57 ページの刑事施設、少年院における改善指導等で、特に職業指導、職業訓練ですが、最近、福祉の面でも非常に強化して、就労に結び付けようという動きが強まって、とてもいいことだと思っています。ただ、ここで達成すべき目標は、文を読んでみますと、改善指導等を適正に実施するというのと、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることの二つがあると思います。

実際の測定指標の内容を見ますと、最初の方では、どのぐらい職業訓練を実施したかということが測定指標になっていますが、後の方では、円滑な社会復帰、つまり出所した後に実際にどのぐらい職に就いたかとか、あるいは職に就いて、それが定着したかというようなところがありません。本来の目的からいうと、後者の方、社会に出てから仕事を持って、社会に定着し、その結果として再犯率が下がるということが本来の目標だと思います。

この測定というのは、法務省の枠を超えるのが、非常に難しいかと思うのですが、やはりここを測定の目標にしないと、どのぐらい訓練を実施したかというだけでは、その訓練がどのぐらい有効なものかどうかということの評価もできないような気がするのですけれども、その辺りはいかがなものかと思っております。

○田中座長 矯正局、いかがでしょうか。

○矯正局（大竹） 矯正局成人矯正課企画官の大竹でございます。御質問、御指摘ありがとうございます。

今の就職に結び付くところが、社会復帰を狙うところでは一番大きな課題であるかというふうに、矯正局でも考えているところでございますが、なかなか外に出てから、就職にどの程度結び付いているかというところが、我々としては押さえることができないというのが現状でございます。

そこを押さえることができれば、より改善更生に結び付けられるような職業訓練を実施することも可能であるのですけれども、なかなかそこが結び付けることができない、知ることができないという現状にありますので、当局としましては、協力雇用主等々にアンケートを

実施しまして、ニーズに応えられるような職業訓練を実施して、その者がどの程度、出所する者がどの程度職業訓練を受けたかと。そこを捉えるところで、政策を推進していこうかというふうに考えているところでございます。

今回、前回までは、年度ごとの職業訓練の実施数を指標としていたんですけども、今回ちょっと変えまして、出所者、やはり外に出るときに、どのくらいの職業訓練を実施しているか、受けているかというところの方が評価しやすいというふうに考えまして、その指標の捉え方を変えたところでございます。

いずれにしても、関係機関と情報共有をしながら、就職にどのくらい結び付いているか等々も、できる限り押さえられるような努力を進めていきたいというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

○野澤委員 就職のための支援員だとか社会福祉士を配置するようになって、改善してきていると評価しています。実際に、一般の社会の協力雇用主も増えています。ただ、余りマッチングがうまくできていないのではないかという声もよく聞きます。せっかく協力雇用主が増えているのに、もったいないなという気がして、是非この辺りを充実して、効果のある職業訓練を実施していただきたいという思いで質問させていただきました。

それと、訓練の実施が1割とか2割ぐらいにとどまっていて、この数年を見ても、それほど増えていません。この辺りは、どのような理由があるのでしょうか。

○矯正局（大竹） 受刑者の数が総体的に減っているということも、原因ではあるところではありますけれども、やはり本人が職業訓練を受けたいという意思がないと、なかなか職業訓練を受けても効果が上がらないというふうに考えておまして、これまで本人が受けたいという意思、それから、能力がある程度ないと、職業訓練を受けても資格等々に結び付かないということもありまして、学歴とかIQとか年齢とか、そういうようなハードルをひとつ作っていたところなんですけど、やはり受刑者の数が減って、より高齢化が進んでいるということで、だんだん受講数が少なくなっているということに着目しまして、ハードルを少し下げたところでございます。IQ、学歴、年齢等、これらのハードルを撤廃しまして、徐々に受講数を増やすような努力をしているところであります。

○野澤委員 分かりました。

○田中座長 井上委員、お願いします。

○井上委員 個別の話と、全体的な話と両方あるのですが、まず、全体的な話として、今回のEBPMについて、先ほど事務次官がおっしゃられたエビデンスベースという発想に関しては、私は、以前からも、そういう視点で発言をさせていただいていましたので、そのとおりだなと。それで、昨年5月に出た統計改革推進会議の最終取りまとめの報告書も読ませていただきまして、その中でも、既に海外では、こういった考え方で行われていると、政策が立案かつ実行されているということが書かれています。

行政の政策というのは、なかなか定量になじまないということも理解していますけれども、ほかの国でやっていて、我が国でできないということも、なかなか説明が難しいところがあるかなという部分と、測定指標について、先ほどから議論されておりますように、測定指標そのものもいい悪いという話は、すごく前向きな話ではありますけど、測定指標自体が、定性的なままですと、どうしてもそこから先に話が進まないということになってしまいますので、全体的な話として、なるべく定量的な部分を織り込む必要があるというのが今回の大

きな方向性ではないかと思えます。そのために審議官も責任者として、これから活動されるということと理解しています。

今の分野でいうと、102ページの「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」に関しては、今のところ定性的な指標しかないので、ピンポイントで正確な指標があるないにかかわらず、それに近いものがあれば使うという方向で、一步前進されるべきかなと思えます。

ちょうど103ページのところに、参考資料として既に、帰化の許可申請数とか許可者数とかがございますので、取りあえずこれは使えるのではないかと思えます。ピンポイントでいうと、ちょっと違うかもしれませんが、1回これを指標に挙げて、それで、また、これ以上の指標が必要だということであれば、それはそれで、また新たにデータを採るなり、また次のステップに進めるわけですよ。今のままだと、このままで止まってしまうところがあるので、そこはちょっと再考の必要があると思えます。この後に出てくる132ページの「法務行政における国際協力の推進」のところも、定性的な指標しかありませんでした。全体的にはほかの施策は一応定量というところで、一步前進していただいたと見受けておりますけれども、そういったところが一つあると思えます。

今のは行政の話でしたけれども、行政以外で、参考として申し上げますと、民間でも今、例えば企業に関しましては、統合報告というものが検討されています。私の専門分野ですが、今までは、決算書を中心とした有価証券報告書により、利害関係者に情報を知らせたり、情報を提供するという事で収まっていたんですけれども、それだけでは足りない。各企業が、例えば環境的な分野でどういう活動をしているのかとか、もっと社会的な関係で報告をする。これは逆に、定性的な部分に踏み込んでいますが、統合報告というものを出す方向にあります。

つまり、一つの組織というか、物事に対して、多面的な情報が今、世の中では必要とされているということです。特に国民、企業でいうと株主なんですけれども、政策でいうと、国民に対しても同じことだと思えます。

あともう一つ例を申し上げますと、法務省さんの方でも、傘下に独立行政法人の法テラスさんがあります。独立行政法人の方でも、昨年、独立行政法人の開示の部分について、どうあるべきかという取りまとめがなされました。私も委員として参加したのですが、そこで取りまとめられたのは、やはりもっと分かりやすくかつ多く情報を出すべきであるという方向です。多分法テラスさんは、来年度に向けて、そういったところの話もされているかと思うのですが、各方面で全体的にそういう方向に向かっていると思えます。

そんな中で、今回のEBPMというのは、私はすごく大きな話であると理解しています。今までの大きな流れとしては、過去に各セクションで1回決められたことをずっとやっているという世界でしたが、そこから、各セクションが未来に向けて、変化を捉えて、PDCAサイクルを回して、過去から未来に移っていく方向であると。もう一つ、それだけではなくて、今度は各セクションベースから、更に統合的な、省全体といたらないのかもしれませんが、そっちの方に移っていくと。そのときに必要なのは、どこにどういうデータがあるかです。

今、国会でも、厚労省の方でも、データの話はこのところ随分、霞が関の中で話題になっていますけれども、どこにどういうデータがあるんだということをやはり共有化するという事も、今回のEBPMを本格的に実施する上では必要になってくるはずですよ。

だから、今の考え方ややり方だけでは、十分な結果がなかなか出せないというところがありますので、そういった大きな視点で一つ、法務省の中の情報全体の見える化という、外にに対してだけではなくて、法務省の中で、どこに行けばどういう情報があると。それが見えれば、先ほどの最初の話に戻りますけれども、いい測定指標が、新しく探さなくても、データとしてある可能性もあるわけなので、その後の取組も、全体的な観点からやっていただければ、今回の方向性に合っているのではないかということ、感想ですけれども、申し上げたいと思います。

個別の意見としては、先ほどの「国籍・戸籍・供託事務の円滑な処理」では、施策名に「処理」と書いてあるので、処理と書いてある以上は、言葉尻を捉えるのも何ですけれども、これを定性的な指標というのは、ちょっと無理があるかと思います。処理というからには、やはりこれは定量になじむのではないかという、どうしても国民はそういう見方をしてしまいますので。項目も見せていただきましたけれども、いろいろ実施だとか、何とかという、それ以外の名称もあるのですが、処理と書いてあるからには、これで定量的な指標がないというのは、それだけでもちょっと違和感がありますので、その辺り、是非見直していただければありがたいと思います。

○田中座長 民事局、よろしくお願いします。

○民事局(竹下) 民事局の登記所適正配置対策室長兼局付をしております竹下でございます。

委員御指摘のとおり、正に、なかなか定量になじまないと言われがちな行政施策について、定量的に評価していくことの重要性ということについて御指摘いただき、大変ありがとうございます。

国籍のところを例を取り上げていただきましたが、許可申請事件等ですね。この点につきましては、国籍事務については、帰化申請等があったときに、国籍法所定の要件を満たしているか否か等について審査を行って、その許可、不許可の判断を適正・迅速に行うことが事務の目的であるということで、なかなか申請事件の数であるとか、帰化許可者の数そのものから、直接の評価が出てくる場所ではないということもございまして、また、国籍事務についての施策は、どの範囲の者を我が国の国民として認めるかということを決定的にしようということもございまして、なかなか具体的な数値等による目標を設定することができないということも考えてきたところではございます。

ただ、委員御指摘のとおり、定量的な参考指標を掲げているのも事実でございまして、この参考指標として掲げさせていただいている帰化許可申請において、国籍法で規定する帰化条件の具備に係る様々な角度からの調査結果により、許可、不許可とされた者の数等の実績値を参考指標として、目標の達成度合いというのを適正に評価することも十分可能であるということ、評価してきているところではございます。

今後、委員に御指摘いただいたとおり、より定量的に評価をどうやっていくかということを考えてまいりたいと思っております。

○田中座長 井上委員、よろしいでしょうか。

○井上委員 はい。

○小林課付

井上委員から、法務省全体の在り方について、御意見を賜ったところでございます。

官房秘書課といたしましては、EBPMというものが政府全体の取組として、今動いてい



るということを認識しておりまして、正に委員がおっしゃられたとおりの視点を持ってやっていくことが必要かと考えてございますので、省内のセクションの壁にとらわれず、そのような考え方に基づいて、何ができるのかという視点も持ちながら、我々も対応していただきたいと考えてございます。御意見、誠にありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございます。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 2点あるのですが、まず1点目です。野澤委員、井上委員から、いろいろ御指摘を頂いた定量化という点ですけれども、法務省は元々、定量化になかなかなじまないの、政策評価については常に苦勞する省だというふうに認識しております。

例えば、戸籍とか、あるいは登記の場合ですと、ほかの、例えば民間の事業ですと、どんどん件数を増やしていきましょと。そのためにいろいろな呼び掛けなどをして、あるいは効率化を図って、増やしていきましょとということが可能ですけれども、戸籍とか登記は、飽くまでも受け身でして、実際、国民の取引件数がどうのこうのということ自体を、法務省が調整することは全くできないわけです。ですから、それを増やすとか増やさないかというのは、そもそもなじまないのではないかと思います。

ただ、反面、再犯防止に関しては、なかなか難しい問題がありますけれども、恐らく、再犯の件数か何かを厳密に補完できる省庁というのは、法務省しかないと思います。恐らく初犯の場合には、再犯率が50パーセントを切るのではないかというふうに理解しているのですが、なかなか、公にしていいのかどうか分かりませんが、国民番号制度ができた現在、捕まってきた人たちが再犯か初犯かというのは、法務省だけが知り得ることだと思います。ですから、再犯率も、やろうと思えば、例えば、10年以内の再犯している人がどのぐらいいるかとか、それは数値として把握できるのではないかと思います。

恐らく、予想としては、再犯率は非常に低いというふうに言われていますから、そのベースでは、半分以上の人たちが、そういった刑とか何とかを終えて、そして再犯はしていないというふうなデータを明らかにすることができるのではないかと思います。

ただ、問題なのは、再犯率が非常に高い人たちです。薬物の依存だとか、性犯罪の依存症とか、あるいは特定団体、暴力団なども含みますけれども、そのような人たちの再犯率は、一般の場合と比べれば、圧倒的に高いわけですので、それはそれぞれ別の対応策が必要なのではないかということで、再犯率の低下といっても、どういうふうな人たちをターゲットにするかによって、やり方が違うのではないかと思います。

今回の地域再犯防止推進計画というのは、本当にすばらしいことだと思ひまして、人的パワーには限界がある中、地域の方と連携しながら、各地域の実情に応じた防止策を各都道府県が採っていただくというのは、これはすばらしいことだと思ひのですが、今日頂いた再犯防止推進計画では、これが代表的なモデルになるということなんでしょうか。こういったものを各自治体に作っていただいて、自治体でできる範囲で、やれることをやっていただくということが狙いなんでしょうか。

もしそうだとすれば、今のような、非常に再犯率が高いグループに対する狙い撃ち的な施策に関して、どこまで自治体が関与できるのかということが、今後の目標設定になっていくかと思ひますので、すばらしいことだと思ひます。

そういった観点から、今の再犯率のきちんとした把握と公開、もちろん、誰がということ

は絶対許可してはいけませんけれども、数字だけの公開、そして、地域再犯防止推進計画の具体的なイメージについて教えていただければと思っております。

○小林課付 秘書課、お願いします。

○秘書課（中島） 秘書課再犯防止推進室でございます。御指摘ありがとうございます。

後ほど、再犯防止推進計画については、御説明の時間を設けてございますけれども、せっかくですので、先生方のお手元にお配りしております「再犯防止推進計画」という冊子を御覧いただければと思います。

その5ページ目でございますけれども、恐縮でございます、開いていただければと思います。

先ほど、指標の関係がございました。再犯率といったものが出せるのではないかとということでございます。これは、御案内だとは思いますが、平成24年に再犯防止に向けた総合対策というものが犯罪対策閣僚会議で決定されました。その中に、平成33年までに2年以内再入率を20パーセントから16パーセント以下にするという政府目標が掲げられておりまして、現在もそれが維持されている状況でございます。それをいかに16パーセントに向けて頑張っていくかという目標が維持されておりますので、その5ページ目の第1の1ということで、再犯の防止等に関する施策の成果指標というものを設けさせていただいております。

この指標をそれぞれ減少させていくべく、この計画に載っている施策を実施していくという作りになってございまして、具体的には、1の成果指標の上から3番目でございますが、出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率というのがございます。平成27年の出所受刑者を見ますと、2年以内再入率は18パーセントになっているということで、これを16パーセントにしなければならぬと、あと2%落とさなければいけないということで、きちんとやっていかなければいけないという状態になってございます。

もう一つ頂きました地方再犯防止推進計画でございますけれども、正に大沼先生がおっしゃるとおり、お手元に配布させていただいたのが、昨年12月15日に閣議決定をさせていただきました国の再犯防止推進計画でございます。これを踏まえまして、各地域におきまして、各地域の状況に応じた推進計画を作ってくださいということになっています。

具体的には、再犯防止推進法の第8条に書いてございますけれども、努力規定というものになってございますが、国としましては、地域の安全・安心に資するものだというふうを考えてございますので、全自治体、全都道府県で、少なくとも全都道府県で策定をしていただけるようサポートをしてまいりたいというふうを考えてございます。

また、さらに、いろいろな特性に応じた取組が必要なのではないかという御質問を頂きましたけれども、計画の26ページを御覧いただければと思います。

26ページでございますけれども、そこに第5としまして、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等ということを書いてございます。先ほど大沼先生からも御指摘いただきました暴力団の関係も、27ページの下の方に書かせていただいております。引き続き、そういう頂いた御意見も踏まえながら、取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 御説明、ありがとうございました。

再犯率というのは、客観的な数字ですから、非常に説得力があると思います。ですから、2年だけではなくて、5年、10年というふうな形で開示したとしても、それはかなりの程度、諸外国と比べて再犯率が低いというのは、日本の誇るべき数字だと思いますので、それも一つの定量的な指標として示していただければよろしいのではないかなというふうに思っております。

それから、サイバーの計画のところ、この取組というのは、非常に前からいろいろやっておられるわけで、素晴らしいことだと思うんですけども、前にも少し申し上げたかもしれませんが、例えば裁判所だったら、非常に専門家の知見が必要な場合には、東京とか大阪などの大きなところには調査官制度、税務調査官を中心として、そういった専門的知見をいつでも活用できるようなシステムができています。

そうすると、こういった研修、協議会というのも大事ではありますが、どうしてもこれは単発的で、その期間の中だけで、どこまで習熟できるかどうかというのは分かりませんし、また、どうしても素人が研修を受けるわけですから、限界があるのではないかと思います。そうすると、やはり調査官制度のようなものを作って、問題が起きたら、東京、大阪にいる人たちが全国どこにでも駆け付けて、捜査協力ができるというふうな体制を採った方が、効率的なサイバー犯罪対策につながるのではないかと思います。

警察にもいろいろありますが、警察でも、スキルは各地方でばらばらですし、必ずしも、それほど高いとは言えない状況にあるのではないかなというふうに危惧しております。今後、サイバー犯罪がもし増加するということであれば、これは国家的レベルで非常に危険な状況にあるということですので、是非ともそういった調査官などの専門家を活用、常置すべきではないかなという点が1点目です。

2点目としては、これは非常に大事なことです。やはり予防司法というか、広報が必要だと思います。民間は民間でやっていますけれども、やはり検察庁が出向いて行って、事の重大さを知らしめるという方が、相当なインパクト、啓発活動にはつながると思うので、これはどちらかという、広報の方で、法教育とつながってくることもかもしれませんけれども、そちらの意味でも、活動の幅を広げて、予防司法につなげるというのもよろしいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○田中座長 今の点につきまして、法務省からコメントはございますか。

○刑事局（上原） 刑事局でございます。御指摘ありがとうございます。

今、専門家の知見ということで御指摘いただきました、我々としても専門家の知見については、是非取り入れていきたいと思っております。

ただ、その上で、我々としては、全体の底上げとスペシャリストの育成、この両者を適正なバランスで行っていきたく思っております。また、その上で、自分たちで賄えないものについては外部の知見を積極的に使うと。そのバランスが本当に、検察権行使においては重要であろうというふうに思っているところでございます。

その上で、今回の指標につきましては、底上げの部分を中心にさせていただきました。それ以外にも、スペシャリストの育成ということは、サイバー以外にも、いろいろな分野で試

みておりますが、サイバーの分野につきましては、例えばでございますが、今御指摘いただいたニュアンスのものになるかと思うんですけれども、本年度から東京の方には、DFセンターという、デジタルフォレンジックのセンターを作りまして、何か大きな問題があれば、そこに持っていくというものがございます。その上で、来年度からは、大阪の方でもそれを設置しまして、そういったところをやる。そこで、専門的なもの、特に高度なものについては取り扱う。さらに、それでもうまくいかなければ、警察であるとか外部と連携するといったことで、そういったものを組み合わせて、適切に検察権行使を進めていきたいと思っております。

このバランスについては、社会の情勢の変化に応じて、柔軟に対応していかないといけないと思っておりますので、今の御指摘も踏まえつつ、今後も積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、2点目の広報の必要性について、御指摘ありがとうございます。こちらにつきましても、他部局とも必要に応じて連携しながら、やはり子供たちも、裁判員裁判とかを小さい頃に触れてくれると、なかなか裁判とか、そういうものを見て、それがやはり法に対する意識を高めたりという部分はあるかと思えます。それで、他部局の方にも御協力いただきながら、裁判員の選手権みたいのがあったり、それ以外にも御要望があれば、検察庁を見ていただいて、取調室を見ていただいたり、そういったことは、時間はかかるかもしれませんが、法というものを理解するために重要なことだと思っておりますし、それが将来的には法を守るという意識の高まりにつながると思っておりますので、こちらにつきましても、非常にこれ、草の根で、なかなか地道な作業ではありますが、回数を見ていただいても、かなり地道にやっております。今後も、地道ではありますけれども、頑張っってやっていきたいと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

野澤先生、お願いします。

○野澤委員 医療観察対象者の社会復帰について、お伺いしたいのですが、達成すべき目標のところで、一般精神科医療等への移行の促進とあるのですが、これは、一般の精神科病院の入院病棟に移るという意味でしょうか。医療観察保護施設から直接地域へというのはないのでしょうか。

○保護局（手倉森） 保護局の精神保健観察企画官の手倉森と申します。

医療観察制度は、最初は審判において、医療観察の対象になるかどうか、検察官が申し立てることで決まります。その後は、入院する場合もあれば、直接通院する場合があります。それが最終的には、一般的な医療、福祉施策の方に移行することで、医療観察制度の対象である状態が終わりますので、達成すべき目標として、一般の医療あるいは福祉に移行することを書いております。

○田中座長 よろしいですか。

○野澤委員 分かりました。

社会復帰というと、福祉の分野では、地域で暮らすというような意味合いで、よく使われています。今年、障害者の報酬改定が行われましたが、その中で、医療観察保護施設を終えた人を障害者の就労系の事業所が引き受けたときに加算を付けるという、画期的な変更が行われました。これは、とても重要なことだと思っていて、やはり働くとか就労につなげると

ということが、やはり医療観察保護を使っていた方たちの社会復帰にとっても有効だと思っています。なので、むしろもう少し先のことを見越した達成すべき目標があってもいいのかなと、書きぶりの問題かもしれませんが、そのようなことを思いました。

それと、この春から、障害者雇用促進法が改正されて、精神障害者が初めて義務の中に含まれます。それに伴って、法定雇用率が2.0から2.2に引き上がることになった。これは精神障害のある方にとって、ものすごく追い風なんですよね。なので、達成すべき目標も、やはりその先の就労とか地域での暮らしというところに置いた方がいいのではないかなという気がしたので、その点だけ御指摘させていただこうかなと思ったところです。

○田中座長 保護局、いかがでしょうか。

○保護局（手倉森） ここで掲げています目標が、一般精神科医療等への移行というのは、一般の精神科を受診したり、一般の障害福祉サービスを利用したりすることで、医療観察の対象から外れるということであります。当然、その場合には、地域での生活というのが前提にありますので、委員がおっしゃるような地域での生活というのを念頭に置いているというか、そのところが目標になっているということでございます。

○田中座長 出雲委員、お願いします。

○出雲委員 先ほど御説明いただいた件と関連するサイバー犯罪のことですけれども、東京及び大阪で強化されるというような御説明を頂きました。この研修が幾つかあって、その研修に対する満足度で、その成果を測るというふうな、現状そういった指標になっております。

以前、お伺いした感じだと、この研修を受けている人がそれほど多くないといいますが、限定された方というようなイメージでして、それをやはり、職員数に占めるシェアを増やしていく必要性というのがあるのではないかなというふうに思います。また、そうではなくて、かなり専門的な人材を集中的に育てたいということであれば、例えば、専門性を段階的に整理をして、その段階を上がっていくというふうなことを目標にするであるとか、そういった、範囲を広げるか、あるいは専門的にするのであれば、それを見える化するというふうな、そういった指標なりが求められるのではないかなというふうに思いました。

もう1点、矯正施設についてですけれども、測定指標の内容のところ、性犯罪防止の指導受講前後の問題性の変化と、少年院の性非行防止指導受講前後の問題性の変化という、二つの指標が挙げられています。

こういった研修前と後で、どういうふうに問題性が変化したのかというのは、すごく有意義な指標というふうに思いました。その上で、受講する数というよりは、こういった変化を捉えた指標を、例えばほかの職業訓練であるとか、そういったものにも拡大していくというふうな、そういう考え方があり得るのかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○田中座長 まず、刑事局、お願いいたします。

○刑事局（上原） 刑事局でございます。御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおり、底上げということであれば、広くできた方がいいと思っております。先ほど申しあげましたように、この研修の趣旨につきましても、底上げということがございます。その意味においては、広く行えることが一番いいであろうというふうに思っているところでございます。

一方で、先ほど申しあげましたように、その中で、やはりスペシャリストも存在しなければならぬということございまして、例えていきますと、今の時代でございますと、スマ

ートフォンの解析は、誰もができるようにならなければいけないということがございますが、一方で、匿名性を高めた国際的な不正アクセス事案というようなときには、誰もができればいいかというよりは、それよりも専門性を高めた人ができた方がいいということもございまして、そういったこともありますと、全体の底上げの必要性とスペシャリストの育成ということを、バランスをとってやっていきたいというふうに思っているところでございます。

できる限り、底上げを図るという観点では、本当に広く、どれくらいの割合が受けたかということをやりたいという面も実はあるんですが、スペシャリスト育成とのバランスの中で、どこまでやるべきかという、いろいろな関係で、そこがどこまでできるかということもございまして。

具体的に申し上げますと、職員によっては、そういった捜査・公判には直接携わらずに、総務的なものであったり、検務といたしますが、検察の事務的なものを扱う者がいて、そういった者に必要なかどうかといった観点がございます。

また、大変恐縮なんですけど、これはお恥ずかしい話でもありますが、予算上の制約がございまして、全国から例えば、そういった人たちを集めるといったときには、かなりの予算がかかります。そういったときに、裁判の分野も、こういった専門性を高めたり、底上げをする必要はございますが、それ以外にも、例えば法医学でありますとか精神医学、金融の分野であるとか被害者の関係、別の指標でございまして、それ以外にも、例えば児童虐待とか、いろいろな分野について、底上げを図り、スペシャリストを育成しなければならない分野というものがございまして。

そういったときに、限られた予算の中で、どこまでできるかといいますと、この分野だけに特化して、割合ということになりますと、検察権の行使の在り方にゆがみが生じてしまうおそれもあるかもしれないと。そういうことで、我々として、適切に底上げを図るということを前提とした上で、与えた研修について、しっかりと理解しているか。そういった観点から、こういった指標にさせていただいているところでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、2点目は矯正局、お願いします。

○矯正局（大竹） 矯正局でございます。委員から御指摘ございました性犯罪、性非行等々の指導の受講前後の問題性の変化について、指標に設定をさせていただきました。この理由につきましては、特に被害者の心身に重大な影響を与える犯罪、非行等々でございますので、その対策の推進をする上で、問題性の変化というものがどの程度現れているのかというのが、やはり改善更生、社会復帰を目的としておりますので、これは重要だということで、設定に挙げさせていただきました。

その考え方を職業訓練の方に結び付けることができないかという御質問でございますけれども、職業訓練の受講者を選定するときに、本人の意欲等々も考慮しながら、受講する者の選定に当たっているところでございますが、一方でその受刑者又は少年が社会に出た後に、どの程度、自分の資格をいかすことができるのかということをお考えつつ、訓練を受けてもらいたいという思いがあります。そういった思いの中で、受講する受刑者又は少年の問題性の変化は大切なことであると思っており、職業訓練を実施して、最終的なところで、感想文等々も書かせておまして、問題性の変化がどの程度現れているのかということも見ているところでございます。しかしながら、指標等々に書き込む等々、なかなか判定しづらい部分も

ございます。御指摘を参考にしながら、進めていきたいというふうに考えております。

○田中座長 それでは、次の基本政策に移りたいと思います。

基本政策Ⅳ「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」、基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策Ⅶ「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営に関する政策」について、事務局から計画の概要を説明願います。

○小林課付 それでは、基本政策ⅣからⅦにかけて説明申し上げます。

まず、資料 119 ページの、「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」を御覧ください。

この施策は、各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることによりまして、訟務組織における人的・物的体制の充実強化、国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理を図ること、予防司法支援制度について、引き続き関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、予防司法支援制度の積極的な利用促進を図ることを目標としまして、1として、「訟務組織における人的・物的体制の充実強化」、2として、「予防司法支援制度の積極的利用の促進」の二つの定性的指標により、5年間の実施状況を平成 35 年 8 月に評価する計画を立てております。

次に、資料 124 ページの「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」を御覧ください。

この施策は、円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を 20 分以内にする、偽装滞在者への対策を推進するため、偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用することを目標とし、1として、「入国審査待ち時間 20 分以内達成率」、2として、「在留資格取消件数」という二つの定量的指標により、平成 31 年 8 月に評価する計画を立てております。

次に、資料 132 ページ、「法務行政における国際協力の推進」を御覧ください。

この施策は、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図ること、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図ることを目標としまして、1として、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」、2として、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」という二つの定性的指標により、平成 31 年 8 月に評価する計画を立てております。

最後に、施設の整備に関する二つの施策について説明いたします。

「甲府法務総合庁舎整備等事業」につきましては、資料 140 ページから、「岡山法務総合庁舎整備等事業」につきましては、144 ページからとなっております。

まず、「甲府法務総合庁舎整備等事業」につきましては平成 20 年度に、「岡山法務総合庁舎等整備事業」については平成 21 年度に事前評価を実施しておりますところ、施設整備事業につきましては、供用開始から 5 年経過後に事後評価を行うこととしておりまして、両庁舎とも平成 31 年 8 月に評価する計画を立てております。

具体的な評価方法につきましては、資料 1 の一番後ろにつづられた参考資料「法務省大臣

官房施設課における事業評価システム」に記載したとおりでございます。

基本政策ⅣからⅦに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問をお願いします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。

先ほどと同じ趣旨の質問ですけれども、まず、「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」の測定目標ですが、参考資料が挙げられていて、実績等を分析することにより達成度合いを評価することにしたということで、これは、いわゆる定量的な発想で評価をされようとしているのか、というのが一つ目の質問です。

二つ目の質問は、先ほど申し上げた、「法務行政における国際協力の推進」ですが、ここは、参考指標をいろいろ挙げられている中で、個人的には、国際研修参加者の研修に対する満足度を測定指標に格上げすることによって、定量的な評価になり得るのではないかと、「検察権行使を支える事務の適正な運営」でも、アンケートを測定指標とされていたので、研修に対する満足度を測定指標に格上げできるのではないかなというふうに思いました。

もう一つだけ、すみません。先ほど、定性的なものになじまないという話もしたのですが、一方では、新しい施策だと思いますが、例えば、「国と地方公共団体が連携した取組の実施」では 47 都道府県全部ということで定量的な指標があるんですけども、多分、政策を立案する一番最初の初期段階のときには、定性的な情報だけではなくて、必ず定量的な情報が付いているのではないかと思います。それが、長くやっている間に、どこかで抜けてしまって、定量的なものでは難しいということになってきてしまったのではないかと思います。最初から数字なしに政策が決まるということは、余りないのではないかなと思います。ケース・バイ・ケースで違うかもしれませんが。だとしたら、最初に使われた指標をそのまま測定指標にし、継続して測定する指標として持ってくると、そうすれば何を定量的な指標にするのかという辺りの整合性や、今ある定量指標がいいのか悪いのかということも含めて、解決ができるのではないかと思います。

まとめますと、今、定量的なものがない施策も、過去に遡って、最初の段階で、例えば、いろいろな関係者に説明したときに、こういったいろいろな資料を使って説明されたと思いますが、その中には必ず定量的なものが入っていて、それは何だったのかというのを、過去に遡って御覧になれば、多分、かなり定量的な指標の参考になるのではないかなというふうに、勝手に想像しましたので、御意見として申し上げました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

○小林課付 1点目は訟務局、2点目は法総研、お願いします。

○訟務局（岩本） 訟務局訟務調査室の岩本と申します。よろしく願いいたします。

御指摘ありがとうございます。それで、まず、当局の測定指標のところは、定量的なものを目指すのかという御質問でよろしゅうございますか。

○井上委員 はい。

○訟務局（岩本） 施策名を「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」ということになっておりまして、これを実現するためには、研修を実施するほか、テレビ会議装置の利用に



よる事務効率化を図るといような様々な手段で、訟務組織の人的・物的体制の充実強化を図ることが必要と考えております。

この計画案を作成するに当たりまして、研修の実施などの定量的な指標を用いるということも検討したところですが、施策が争訟の適正・迅速な処理ということになっております。そうしますと、そういう定量的なもの以外の物的側面の充実なども考えられたため、これらを包摂するような、訟務組織における人的・物的体制の充実強化といような定性的な測定指標としているところでございます。

今後の話でございますけれども、参考指標として挙げさせていただいた研修の件数や回数等々、こういったことをまた有効に使いながら、定量的な指標が設定できるかどうかということをもまた検討してまいりたいと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

○法務総合研究所（野原） 法務総合研究所の総務企画部の副部長の野原と申します。

国際協力の分野についての測定指標についての御指摘を頂きまして、どうもありがとうございました。

まず、法務行政の分野における国際協力ですけれども、究極的には、当該支援対象国の法の支配とか、グッド・ガバナンスなどを向上させるということに目的がありまして、そのために達成すべき目標としましては、その国の刑事司法実務家の能力を向上するとか、その国の立法技術を向上するということに目標があるというところでございます。

その国の刑事司法、法律家の能力がどれくらい向上したのかとか、立法技術がどれくらい向上したのかというのを、そのものずばり、ぴたっと定量的に測定するというのは、なかなか難しい。外国政府の方がやっていることなので、それを定量的にぴたっと測定するのは難しいという状況でして、申し訳ないのですけれども、測定指標としては、定性的なものを挙げさせていただいて、参考指標として、研修の実施件数とか参加人数とか満足度などの幾つかの定量的なものを挙げているというところでございます。

御指摘は、満足度をそのまま測定指標にすればよいのではないかという御指摘かと思うんですけれども、本来的な目標というのは、その国の法律家の能力向上、あるいはその国の立法技術の向上なので、満足度だけを取り出すと、やはり測定の在り方として、一面だけを捉えているようになると思います。むしろ、やはり実施件数とか参加人数とか満足度などを総合的に参考指標として見た方が、より適切なのではないかと考えており、このような測定指標にしておるといところでございます。

なので、委員の御指摘を踏まえて、また今後、更に検討していきたいと思っておりますが、現状とすれば、こういうところだといところでございます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 訟務に関して、2点ほど質問させていただきたいのですが、119 ページのところを見ますと、4月に多くの訟務担当者が入れ替わるので、初任者研修だと思っておりますが、研修を行っているかと思っております。

これは当然やるべき話ですが、ただ、実際問題として、適正な事件の処理のためには、通常事件よりも、むしろ大型事件とか複雑事件とか難事件をどのようにして適正に処理するか

ということの方が、はるかに重要ではないかと思えます。

これは、正に定性的な指標にしかなじまないかもしれませんが、例えば、そういった事件で主導権を持つのは、裁判所とか検察庁から来たいわゆる訟務検事ですよね。訟務検事の任期を3年から2年に減らしたかと思えますが、それで十分回っていているのかどうか。あるいは、こういうふうな事件を処理するためには、もう少し期間を増やして、それに対応できるような人材を育てるといふようなことが必要なのではないかとか、あるいは、本省の関与の仕方をもっと積極的にすべきではないかとか、いろいろあるかと思えますが、そういった大型事件、複雑事件、難事件についての事件の適正化、迅速化のために工夫していることがあれば教えていただきたい。併せて、それらの指標化ができないかどうか、御回答いただければと思います。

それから、121 ページの予防司法的支援制度の積極的利用の促進ですが、これは非常にすばらしいことだと思いますが、出向いての説明の件数をカウントしておられますが、これは本省レベルでの出向いて出張するということなのでしょう。管区とか地方などでは、むしろ、ほかの行政庁から来てもらって説明ということがあるのではないかと思うのですが、本省レベルだけではなくて、管区とか地方法務局とかの中で同じようなことをやっていて、それを集計していくというふうなことは、やっておられるのか、あるいは今後やる予定があるのかどうかということと、それから、その際、相談の中身はいろいろあるかと思うのですが、法律解釈についての相談もありますし、裁判所の裁判例、判例の傾向についての説明もあります。

また、今後の処理方針で、実際に相談に来るときは、何かを処理しなくてはいけないという出来事が目の前にあって、それを処理した場合に、果たして違法にならないかどうかということや相談に来るのだと思うのですが、そういうところまで含めて、ある程度具体的に、そういった説明やアドバイスをしているのかどうか。その指標化というのにはできないかどうか、そういったことも含めて、教えていただければと思います。

○田中座長 訟務局、お願いします。

○訟務局（岩本） 訟務局訟務調査室の岩本です。

まず最初に、研修の関係でございました。重要大型事件といわれるものがあるんですけども、それに特化したトレーニングは何かやっていますかという御質問でよろしゅうございますかね。

○大沼委員 そうですね、それに向けての。

○訟務局（岩本） 訟務組織には、法曹資格者と事務官がおります。それで、重要大型事件に特化したというものは、今のところ、取り立ててやっているものはございません。ただし、法曹資格者におきましては、裁判所、検察庁、あるいは弁護士のところからいらっしやっているわけですけども、やはり訟務に来て1年目の方、それと2年目以降の方では、レベルが違うようでございますので、そこに着目いたしまして、1年目の方についてはそういった研修、2年目以降の、ある程度経験を積んだ方についてはそれなりの研修、こういうふうに目的をはっきり設定いたしまして、今、研修を計画し、実施しているところでございます。そういった積み重ねで、重要大型事件も、元々いえば、事件には変わりございませんので、それで適切に対応させていただいているというふう考えております。

それと、サイクルの話は、ちょっとこれ、訟務局限りの話ではございませんので、差し控

えさせていただきますと思います。

121 ページの、予防司法支援制度の話をご頂きて、ありがとうございました。

まず、出向いての説明の回数でございますけれども、平成 27 年度、28 年度は、法務本省で、霞が関を対象にした予防司法制度を実施しておりましたが、平成 29 年度から、予防司法支援制度の全国展開というのを始めまして、これは法務局と地方法務局が、各都道府県にございます地方支部局に対して実施しているというところでございますので、この数についても、本省も法務局・地方法務局も入っていますというお答えになろうかと思っております。

それと、例えば、どういう内容があるかと、最後にお尋ねだったかと思っておりますけれども、確かに、通達を改正する予定ですけれども、これまでの従前の取扱いと変わる可能性があると思います。そうしたときに、何か訴えられるようなリスクはありますかとか、そういった御照会は頂いているというところでございます。

以上でございますが、よろしいですか。

○田中座長 ありがとうございます。

井上委員、よろしく申し上げます。

○井上委員 先ほど、国際協力の推進のところでご回答いただいたので、御参考になればということですが、139 ページにアンケートの資料を付けていただいておりますので、申し上げますが、正に研修を聞く前と後という測定は、アンケートである程度でき得ると思います。

私も今、公認会計士協会の研修担当で、やはりアンケートの見直しというのをやっています。「あなたはこの授業を聞く前に、どの程度この知識を知っていましたか」という質問と、「研修を行った結果、どこまで理解しましたか」という項目をアンケートに付け加えると、先ほど、なかなか難しいといった課題が、このアンケートの見直しで随分改善され、採りたい指標に近付けられるので、それは我々の業界でもやっています。一番良いのは、これは無理ですけれども、授業を受ける前にその分野の試験をやって、終わった後、試験をやるというのが、測定としては、何点から何点になりましたということで、一番厳格なのですけれども、そこまでやるというところまでは、余り聞いたことありません。工夫次第でアンケートでもある程度測定可能なので、もちろん国際協力だけではなくて、ほかの研修をやられているところも、是非参考にさせていただければ有り難いと思います。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど、再犯防止推進に関して御質問、御意見がございましたが、ここで再犯防止推進計画について、法務省からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○秘書課（中島） 秘書課再犯防止推進室の中島と申します。どうぞよろしく申し上げます。

先ほどお手に取っていただいたものが、今年の 12 月 15 日に閣議決定をしました、政府として初めての再犯防止推進計画でございます。

お手元で御覧いただいているものの中に、115 の施策を盛り込んでございます。一つ一つ御説明すると、お時間も掛かりますので、恐縮ではございますけれども、説明資料の「再犯防止推進計画」という概要のポンチ絵を使いながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、再犯防止推進計画策定の経緯でございますけれども、資料の上段を御覧いただければと思います。そこに、検挙者に占める再犯者の割合 48.7 パーセントというふうを書いて

ございますけれども、これは、平成 28 年の刑法犯の認知件数というものの、戦後最少を記録しておりますが、これに対して、この 48.7 パーセント、再犯者の割合でございますけれども、統計のある昭和 47 年以降、最も高い状況になってございます。

これは実は、ちょっと統計のからくりがございまして、初犯者の数が急激に減少しているにもかかわらず、再犯者の数が初犯者の数ほど減少していないということで、結果として、再犯者の割合が上昇しているというものでございます。

このように、安全・安心な社会を実現する上では、犯罪をした者の再犯防止対策といったものが鍵になってございます。この再犯防止を図るためには、刑務所ですとか保護観察所における取組の充実にとどまらず、地域社会での継続的な支援を受けることができるよう、国・地方・民間がそれぞれの役割に応じて、その力を最大限に発揮し合いながら、一丸となって取り組むことが重要となっております。

こうした中、議員立法でございますけれども、平成 28 年に再犯防止推進法が成立をしまして、その中で、受刑者や保護観察対象者だけではなくて、起訴猶予となった者ですとか、刑期を満了した者を含む犯罪をした者等を再犯防止の対象として位置付ける。また、新たに、地方公共団体においても再犯防止施策を実施する責務を課すですとか、また、協力雇用主が初めて法文上で規定をされるといったことが盛り込まれてございます。

これを受けまして、再犯防止推進計画では、資料の中段から下段にございますけれども、五つの基本方針と七つの重点課題といったものを設定をしまして、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した修学支援の実施などについて、具体的施策を掲げたところでございます。

若干補足をさせていただきますが、五つの基本方針のところでございます。①から⑤までございますけれども、1 番目のところでございます。「誰一人取り残さない」社会の実現に向け」と書いてございますけれども、これは、再犯防止の取組が国連総会で採択された、いわゆる SDGs といわれていますけれども、にうたわれている理念に合致するものですよといったことをここで明示しております。

また、3 番目でございますけれども、「犯罪被害者等の存在を十分に認識し」というふうに書いてございます。犯罪をした者等だけの側に立つのではなくて、きちんと犯罪被害に遭われた方々の存在も踏まえながら、施策を実施していくという方針を掲げております。

下段に移りまして、七つの重点分野と主な施策のところでございますけれども、主な例としましては、協力雇用主の活動に対する支援の充実ですとか、公営住宅への入居における特別な配慮ですとか、刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の在り方の検討ですとか、矯正施設からの進学・復学の支援、更生保護サポートセンターの設置の推進、更には地方公共団体による取組を促進するための国による支援の実施などを盛り込んでいるところでございます。

先ほども御説明を致しましたけれども、現在、平成 33 年までに、2 年以内再入率を 20 パーセントから 16 パーセントにするといった政府目標を掲げてございますけれども、平成 27 年では、それが 18 パーセントまで低下をしているところではございますけれども、まだ道半ばでございますので、法務省としましては、この計画に盛り込まれた施策を、関係省庁とも連携をしながら着実に実施することで、目標を達成してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

最後に事務局からお願いします。

○小林課付 では、今後の予定について、事務局から説明させていただきます。

まず、委員の皆様方におかれましては、本日は長時間にわたり、様々な御意見を賜りまして、ありがとうございます。委員の皆様方からいただいた様々な貴重な御意見を基に、よりよい法務行政に活かしていきたいと考えてございます。

本日頂きました御意見・御指摘を踏まえまして、改めて計画の内容について検討し、早期に取りまとめた上で、法務省ホームページに公表したいと考えております。また、本日の議事内容につきましても、従来と同様に、議事録を作成しまして、法務省ホームページで公表することを考えてございます。

ここで、次回の懇談会の日程について、御説明します。

次回の懇談会は、本年7月10日火曜日午前10時からの開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。その際には、平成29年度法務省事後評価実施計画報告書(案)について御審議いただく予定でございます。

今後の予定は以上でございます。

○田中座長 それでは、以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきますと思います。

委員の皆様には、長時間にわたり、本当にありがとうございました。関係者の方々も、どうも御苦勞様でした。ありがとうございました。